

県立可部高等学校移転整備事業

事業契約書（案）

平成 17 年 7 月

広 島 県

本契約書(案)は、選定事業者が設立する特別目的会社が株式会社の形態を採用することを前提としたものです。特別目的会社を有限会社の形態により設立する場合は、必要箇所を修正することとなります。

県立可部高等学校移転整備事業 仮契約書

- 1 事業名 県立可部高等学校移転整備事業
- 2 事業内容
- (1) 新設施設の整備業務
 - (2) 既存施設の解体等業務
 - (3) 新設施設の維持管理業務
- 3 事業場所 広島市安佐北区可部町大字上原字寺山(上記2(1),(3)について)
広島市安佐北区可部三丁目159番 外26筆(上記2(2)について)
- 4 事業期間 自 平成●年●月●日
至 平成40年3月31日
- 5 契約金額
- (1) 新設施設の整備業務に関する対価
新設施設の整備に係る対価○○円
 - (2) 既存施設の解体等業務に関する対価
既存施設の解体等に係る対価○○円
 - (3) 新設施設の維持管理業務に関する対価
平成19年度(サービス購入料3 第1回) ○○円
平成20年度から平成39年度までの各年度 ○○円に改定
率を乗じた額

(サービス購入料 3 第 2 回～81 回)

なお、かかる改定は、添付の事業契約約款別紙 10 に記載の方法で行われる。

(4) 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、(1)、(2)、(3) の合計額に消費税率を乗じた額とする。

6 支払条件 添付の事業契約約款に記載のとおり

7 契約保証金 ¥〇〇円

ただし、第 75 条第 2 項の規定により免除が認められる場合はこの限りではない。

県立可部高等学校移転整備事業 事業契約書(案)

上記事業について広島県と〇〇株式会社は、各々対等の立場における合意に基づいて、添付の事業契約約款に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定による、広島県議会の議決を経たときに、契約が成立する。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県知事 藤 田 雄 山 印

(住所)

〇〇株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

県立可部高等学校移転整備事業事業契約約款

広島県

〇〇株式会社

平成 17 年〇月〇日

第1章 用語の定義	5
(定義)	5
第2章 総則	8
(目的)	8
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	8
(事業の概要)	8
(事業者)	8
(事業者の資金調達等)	8
(事業用地の使用)	9
(許認可、届出等)	9
(暴力団等の排除)	9
第3章 新設施設の設計	9
(全体スケジュール表の提出)	9
(整備に係る各種調査)	10
(新設施設の設計)	10
(設計進捗状況の報告)	11
(設計図書の確認)	11
(設計の変更)	12
(設計図書及び完成図書等の著作権)	13
第4章 新設施設の建設	13
第1節 総則	13
(新設施設の建設)	13
(施工計画書等)	13
(工事監理者の設置)	14
(建設期間中の第三者の使用)	14
(建設に伴う近隣対策)	15
(工事現場における安全管理)	16
(工食用電力等)	16
第2節 県による確認等	16
(県による説明要求及び建設現場立会い)	16
第3節 工事の一時中止	17
(工事の一時中止)	17
第4節 建設期間の変更	18
(建設期間の変更)	18
第5節 損害等の発生	18

(新設施設の整備により第三者に生じた損害)	18
(新設施設の整備について事業者が生じた損害等)	19
第5章 新設施設の完成及び引渡し	19
第1節 新設施設の完成	19
(事業者による完成検査等)	19
(維持管理体制の確保)	20
(県による新設施設の完成確認)	20
(県による完成確認通知書の交付)	21
第2節 新設施設の県への引渡し・所有権移転	21
(事業者による引渡し及び県への所有権の移転)	21
(瑕疵担保)	22
第6章 既存施設の解体等	23
(既存施設の解体等)	23
(解体等工事計画)	23
(解体等の完了確認)	23
(県による解体等完了確認通知書の交付)	24
(設計及び建設に関する規定の準用)	24
第7章 新設施設の維持管理	24
第1節 総則	25
(新設施設の維持管理)	25
(通期維持管理業務計画書)	25
(年間維持管理業務計画書)	26
(緊急時の対応)	26
(維持管理期間中の第三者の使用)	26
(維持管理の遅延)	27
(維持管理に伴う近隣対策)	28
(従事職員名簿の提出等)	28
(新設施設の修繕)	28
第2節 損害等の発生	29
(維持管理業務により第三者に及ぼした損害)	29
(維持管理業務について事業者が生じた損害等)	29
(施設損傷に関する損害等)	30
第3節 県によるモニタリング	30
(業務報告書等の提出)	30
(モニタリングの実施)	30

第8章 サービス購入料の支払い	31
(サービス購入料の支払い)	31
(サービス購入料の減額)	31
(サービス購入料の返還)	31
(権利の処分についての県の承認)	32
第9章 契約期間及び契約の終了	32
第1節 契約期間	32
(契約期間)	32
第2節 契約終了に際しての処置	32
(維持管理に必要な資料の提出)	32
(施設の状態の検査)	33
(物件の処置)	34
第3節 事業者の債務不履行による契約終了	35
(事業者の債務不履行による契約終了)	35
(引渡し・所有権移転前の解除)	35
(引渡し・所有権移転後の解除)	36
第4節 県の事由による契約終了	37
(県の公益上の事由による契約終了)	37
(県の債務不履行による契約終了)	39
(保全義務)	39
(出来形部分の所有権の移転)	39
第10章 法令変更	40
(法令変更への対応)	40
(協議)	40
(法令変更による契約の終了)	40
第11章 不可抗力	41
(不可抗力への対応)	41
(協議)	41
(不可抗力による契約の終了)	42
第12章 保証	42
(保証)	42
第13章 その他	43
(公租公課の負担)	43
(契約上の地位等の処分)	43
(新株の第三者割り当て)	43

(事業者の合併・解散に対する制約)	43
(工業所有権)	44
(財務書類の提出)	44
(秘密保持)	44
(事業者の兼業禁止)	45
(遅延利息)	45
(準拠法)	45
(請求、通知等の様式その他)	45
(解釈)	45
(関係者協議会の設置)	46
(管轄裁判所)	46
別紙1 事業日程	47
別紙2 設計に関する提出書類	48
別紙3 着工時の提出図書	49
別紙4 施工中の提出図書	50
別紙5 事業者が付保する保険	51
別紙6 完成又は解体完了時の提出書類	52
別紙7 不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担	53
別紙8 法令変更による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担	54
別紙9 目的物引渡書	55
別紙10 サービス購入料の支払いについて	56
別紙11 維持管理業務のモニタリング及びサービス購入料の減額について	60
別紙12 出資者保証書	69

事業契約約款（案）

●●株式会社（以下「事業者」という。）と広島県（以下「県」という。）は、県立可部高等学校移転整備事業に関して、施設の整備及び維持管理等に関する契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理」とは、施設の性能等の現状を維持し、その機能が充分発揮されるようにするための関連業務をいい、建物及び設備の維持管理（設備運転、監視、点検、保守、修理及び修繕の維持管理業務を意味し、本件事業により整備される什器・備品等に関する維持管理業務を含む。）、植栽外構等の維持管理、環境衛生管理・清掃を含む。
- (2) 「維持管理期間」とは、新設施設の引渡し・所有権移転の日から契約終了までの期間をいう。
- (3) 「維持管理開始予定日」とは、別紙1に定める新設施設の維持管理を開始する予定日（新設施設の引渡し・所有権移転予定日）を意味し、維持管理開始予定日は平成20年2月1日、または両者の合意する平成●年●月●日以前の日ををいう。
- (4) 「解体期間」とは、平成20年4月●日から第38条に定める既存施設の解体等完了確認通知書の交付までの期間をいう。
- (5) 「解体事業用地」とは、既存施設の解体等業務の履行場所（広島市安佐北区可部三丁目159番 外26筆）の土地をいう。
- (6) 「解体等」とは、既存施設の解体、発生廃棄物の処理、跡地整備の業務及び既存施設の記念碑・樹木の移設業務をいう。
- (7) 「開庁日」とは、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日をいう。
- (8) 「学校長」とは、県立可部高等学校の学校長をいう。
- (9) 「完成図書」とは、本件工事完成時に事業者が作成する別紙6に記載する図書をいう。
- (10) 「既存施設」とは、本契約の締結日において既存の県立可部高等学校の校舎等施設（主要校舎、屋内運動場及び屋外運動場等）の総称をいう。

- (11)「協力会社」とは、構成員会社以外の者で、事業開始後、事業者から本件事業にかかる業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者として、当該応募企業又は応募グループの資格確認申請時に特定された企業をいう。
- (12)「建設期間」とは、工事開始日から新設施設の引渡し・所有権移転が完了する日までの期間をいう。
- (13)「工事開始日」とは、全体スケジュール表において定められた本件工事を開始する日をいう。
- (14)「構成員会社」とは、資格確認申請時の応募企業又は応募グループの構成員の企業をいう。
- (15)「サービス購入料」とは、別紙 10 の定めに従い、本契約に基づく事業者の債務履行に対し、県が一体として支払う対価をいう。
- (16)「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。
- (17)「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状に回復させることをいう。
- (18)「消費税相当額」とは、消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。
- (19)「新設事業用地」とは、新設施設の整備業務、新設施設の維持管理業務、の履行場所（広島市安佐北区可部町大字上原字寺山）の土地をいう。
- (20)「新設施設」とは、県立可部高等学校の校舎等施設をいい、屋内運動場、グラウンド等を含む。
- (21)「新設施設整備等費」とは、新設施設の設計及び建設の費用（設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、保険料、選定事業者の創立及び開業に要する費用、その他新設施設の整備に関連する初期投資と認められる費用をいう。
- (22)「整備」とは、新設施設に関して言及される場合は、以下の業務をいう。
- ア 新設施設の設計及び建設
 - イ 工事監理、各種許認可申請等業務
 - ウ 什器備品等の調達
 - エ 新設施設の県に対する引渡し・所有権移転業務
- (23)「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から新設施設の引渡し・所有権移転が完了する日までの期間をいう。
- (24)「設計図書」とは、「県立可部高等学校移転整備事業要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に基づき、事業者が作成した別紙 2 記載の図書その他の設計に関する図書（第 15 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）

をいう。

- (25)「全体スケジュール表」とは、本契約の締結日から新設施設の引渡し・所有権移転に至る整備、既存施設の解体等、及び許認可取得時期を含む工程を示した表をいう。
- (26)「提案書」とは、応募企業又は応募グループが県に提出した応募提案、県からの質問に対する回答書その他の応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (27)「入札説明書等」とは、本件事業に関し平成 17 年●月●日の入札公告時に公表された入札説明書（本体）、事業契約書（案）、要求水準書、落札者決定基準、様式集、及び入札公告後に上記資料に関して受け付けられた質問及びこれに対する県の回答の総称をいう。
- (28)「通期維持管理業務計画書」とは、第 41 条に定められた、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした書類をいう。
- (29)「研修実施結果報告書等」とは、第 31 条第 3 項に定められた、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書、及び通期維持管理業務計画書に規定された維持管理体制を充足することを県が確認するための書類をいう。
- (30)「年間維持管理業務計画書」とは、第 42 条に定められた通期維持管理業務計画書に基づいて作成された各事業年度の維持管理業務についての業務計画書をいう。
- (31)「不可抗力」とは、地震、暴風、豪雨、その他の自然的または人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えていて県および事業者が合理的に支配することができないため、県または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない現象をいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (32)「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。
- (33)「本契約の締結日」とは、広島県議会における本契約議案の議決日をいう。
- (34)「本件工事」とは、新設施設の建設工事に関する設計図書に従った新設施設の建設工事その他の整備に係る業務をいう。
- (35)「本件事業」とは、第 4 条第 1 項に定義される意味を有する。
- (36)「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団

体、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者、をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、県及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本件事業が学校教育施設としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 県は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(事業の概要)

第4条 事業者は、本契約に基づき、別紙1に定める事業日程に従い、以下の事業（本契約において「本件事業」という。）を実施する。

- (1) 新設施設の整備業務
- (2) 既存施設の解体等業務
- (3) 新設施設の維持管理業務

2 県は、事業者が提供する前項に規定する業務を一体のものとして認識し、事業者が提供するサービスとして購入する。

3 事業者は、本件事業を、本契約、入札説明書等及び提案書に従って遂行しなければならない。

4 事業者は、県の求めに応じて、新設施設の整備に係る国庫補助金交付の申請手続及び会計検査に必要な書類その他の資料の作成を補助する。

(事業者)

第5条 事業者は、本件事業の遂行を目的として商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき設立される株式会社とし、本店所在地は広島県内に置く。

(事業者の資金調達等)

第6条 本件事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。また、本件事業に関する事業者の資金調達は

すべて事業者の責任において行う。

(事業用地の使用)

第7条 県は、平成18年4月1日をもって、新設事業用地を無償で事業者の新設施設の整備業務及び維持管理業務の用に、本契約の締結日をもって解体事業用地を無償で事業者の解体等業務の用に、それぞれ各業務の遂行に必要な範囲で供する。

2 事業者は、新設事業用地については建設期間の終了まで、解体事業用地については解体期間の終了まで、それぞれ善良な管理者の注意義務をもって管理を行う。

(許認可、届出等)

第8条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任と費用において提出する。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出は、県が取得・維持又は提出する。

2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得・維持及び、届出の提出に必要な資料の提供その他について協力する。

4 事業者は、県からの要請がある場合は、県による許認可の取得・維持及び、届出の提出に必要な資料の提供その他について協力する。

(暴力団等の排除)

第9条 事業者は、本件事業の実施に当たって、暴力団等から不当要求又は事業妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに県に報告し、所轄の警察署に届け出るとともに、県及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

第3章 新設施設の設計

(全体スケジュール表の提出)

第10条 事業者は、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、県と協議の上、第1条第25号に定義された全体スケジュール表を作成し、本契約締結後10日以内に県に提出する。また、事業者は、県に提出した全体スケジュール表を変

更するとき、理由を付して速やかに県にこれを再提出する。

(整備に係る各種調査)

第11条 県は、入札説明書等にその結果が添付された測量又は地質調査その他の調査に不備や誤りがあった場合は、これに起因して事業者が生じる合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

2 事業者は、必要に応じて、県に事前に通知の上で、新設施設の整備のための測量又は地質調査その他の調査を自らの責任と費用により行い、当該調査の不備や誤り、及び調査を行わなかったことに起因する増加費用及び損害を自ら負担する。

3 前項の規定により事業者が行った測量又は地質調査その他の調査によって、県が提示した条件と著しく異なる土壌汚染や埋蔵文化財又は地下埋設物等が発見された場合、県は、事業者と協議の上、その除去費用を負担する。この場合において、県及び事業者は、協議によって、新設施設の引渡予定日を見直すことができる。

4 事業者は、第1項及び第3項の規定による場合を除き、測量及び地質調査の不備等から発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する追加費用を負担する。

(新設施設の設計)

第12条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体スケジュール表に基づき、自らの責任と費用において新設施設の設計を行う。

2 事業者は、設計の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に委託することができる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託しようとするときは、事前にかかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出し、かつ、県から承認の通知を受けなければならない。県は合理的な理由なくして承認を拒まない。

3 事業者は、前項の書面が県により受領された後14日以内に県から前項の通知がない場合は、県が承認したものとみなすことができる。

4 設計の全部又は一部を受託した者（以下、「設計受託者」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託しようとするときは、かかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出しなければならない。

5 設計受託者及び設計受託者からの受託者（以下、総称して「設計受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、設計

受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 6 設計受託者等に関する何らかの紛争等に起因して設計及び本件工事に支障が生じた場合において、県又は事業者が負担することとなる合理的な範囲の増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。
- 7 前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第15条第3項の規定を適用する。但し、設計受託者等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。

(設計進捗状況の報告)

第13条 事業者は、当月分の設計の内容及び進捗状況について、翌月初日から7開庁日目までに県に対して報告する。

- 2 県は、設計の内容及び進捗状況に関して、適宜事業者に対して説明を求め、協議を行うことができる。

(設計図書の確認)

第14条 事業者は、基本設計完了後及び実施設計完了後、直ちに各々別紙2に定める設計図書を県に提出し、県から確認の通知を受けなければ、次の工程に進むことができない。

- 2 県は、提出された新施設の建設工事に関する設計図書が本契約、入札説明書等又は提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、事業者による新施設の建設工事に関する設計図書の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。
- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が県の通知の内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該箇所が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合(事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合を除く。)は、是正に係る事業者の合理的な範囲の増加費用及び損害は県が負担する。
- 5 第3項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正された新施設の建設工事に関する設計図書の提出を第1項の基本設計又は実施設計に係る新施設の建設工事に関する設計図書の提出とみなして、前4項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、県は是正された新施設の建設工事に関する設計図書の受領の後、速やかに検討を実施する。

- 6 事業者は、新設施設の建設工事に関する設計図書が県により受領された後14日以内に県から第2項の通知がない場合は、第1項の確認の通知がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 7 県は、前条の規定に基づいて報告や説明を受け協議を行ったこと、第1項に規定する新設施設の建設工事に関する設計図書を受領し確認の通知を行ったこと、事業者に対して第2項の是正の通知を行ったこと、又は第3項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、設計の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計の変更)

- 第15条 県は、本件工事の開始前及び建設期間中において必要があると認めるときは、以下に定める手続に従い、新設施設の建設工事に関する設計図書の変更を求めることができる。
- (1) 県は、事業者に対して変更内容及び変更の必要性を記載した書面を交付する。
 - (2) 事業者は、県から前号の書面を受領した後14日以内に、県に対してかかる新設施設の建設工事に関する設計図書の変更に伴い事業者に生ずる費用の増減及び損害の見積り、工期の延長その他本件事業の実施に与える影響の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。
 - (3) 県は、前号の検討結果を踏まえて、事業者と協議の上、設計変更を実施するか否かを事業者に通知するものとし、事業者はこれに従う。
- 2 前項の設計変更を理由として、事業者の事業に係る費用が増加し、又は事業者が損害を被る場合においては、県は、以下の措置をとる。
 - (1) 要求水準書に示された水準及び内容を満たすために行われる設計変更を理由として、事業者に発生する増加費用及び損害については、事業者が負担するものとする。
 - (2) 要求水準書に示された水準及び内容を越えて行われる設計変更を理由として、事業者に発生する増加費用及び損害については、県が負担するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、本条に基づく設計変更が不可抗力による場合、事業者に発生する合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については別紙7により、法令変更による場合は法令変更の内容に応じて別紙8による。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。

(設計図書及び完成図書等の著作権)

第16条 県は、新設施設の建設工事に関する設計図書及び完成図書その他本契約に関して県の要求に基づき作成される一切の書類(以下「設計図書等」という。)について、本件事業の実施に必要な範囲で無償で自由に使用(複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。)する権利を有するものとし、その使用の権利は、新設施設の維持管理に必要な範囲で本契約の終了後も存続する。

2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 設計図書等又は新設施設の内容を公表すること(ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない)。
- (3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。
- (4) 新設施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること、その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。

3 事業者は、県による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

4 事業者は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその合理的な範囲の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

第4章 新設施設の建設

第1節 総則

(新設施設の建設)

第17条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体スケジュール表に基づき、自らの責任と費用において、本件工事を建設期間内に完成の上、新設施設を県に引渡し、その所有権を県に移転する。

(施工計画書等)

第18条 事業者は、全体スケジュール表に定められた日程に従って、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、別紙3に定める書類を作成し、県に提出する。

また、事業者は、県に提出した後に当該書類に変更が生じた場合は、速やかに県にこれを再提出する。

- 2 事業者は、全体スケジュール表に定められた日程に従って、詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し県に提出する。また、事業者は、県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに県にこれを再提出する。
- 3 事業者は、建設期間中、別紙4に定める書類を作成し、県に提出する。
- 4 新設施設の仮設、施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 5 事業者は、工事現場に常に工事記録簿を整備し、県の要求があった場合には速やかに開示する。

（工事監理者の設置）

第19条 事業者は、自らの責任と費用において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する工事監理者（以下「工事監理者」という。）を設置し、工事開始日までに県に対して書面により通知する。

- 2 事業者は、工事監理者をして、当月分の工事の内容及びその進捗状況について、翌月初日から7開庁日目までに県に対して報告させる。
- 3 県は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する報告を行わせるよう求めることができる。
- 4 本条に基づき設置された工事監理者の工事監理の不備に起因して、本件工事の内容及び工期等に不具合が発生した場合の増加費用は事業者が負担する。

（建設期間中の第三者の使用）

第20条 事業者は、本件工事の施工の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に請け負わせる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとするときは、工事開始日の30日前までに、かかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出し、かつ、県から承認の通知を受けなければならない。県は、合理的な理由なくして承認を拒まない。

- 2 事業者は、前項の書面が県により受領された後14日以内に県から前項の通知がない場合は、県が承認したものとみなすことができる。
- 3 本件工事の施工の全部又は一部を請け負った者（以下、「工事請負人」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとするときは、かかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出しなければならない。

- 4 県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳の提出及びその他施工体制に係る事項について報告を求めることができる。
- 5 工事請負人及び下請人（以下、総称して「工事請負人等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 工事請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事に支障が生じた場合において、県又は事業者が負担することとなる合理的な範囲の増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。ただし県の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については、民法第416条の規定に基づき、県が負担するものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第28条の規定を適用する。但し、工事請負人等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。

（建設に伴う近隣対策）

- 第21条 県は、自らの責任と費用において、学校の設置、運営、計画そのものに関して住民反対運動や訴訟が起きないように、近隣住民に対し本件事業に係る事業計画の説明を実施する（以下「近隣説明」という。）。学校の設置、運営、計画自体にかかる住民反対運動や訴訟については、県が責めを負う。
- 2 事業者は、前項の近隣説明の実施のために必要な協力を行う。
 - 3 事業者は、自らの責任と費用において、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む）、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対策（本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を行うこと、自らが行う本件工事に関する住民からの訴訟、苦情、要望等への対応を含むが、これに限らない。以下「近隣対策」という。）を実施する。近隣対策を十分に行わなかったことにより生じた住民反対運動や訴訟については、事業者が責めを負う。
 - 4 事業者は、前項の近隣対策の実施について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 5 県は、第3項の近隣対策の実施のために必要な協力を行う。

6 前3号に定める場合を除き、本件工事に關して住民反対運動、訴訟、要望等が県又は事業者申し立てられた場合、これらに対応することにより発生する増加費用は県が負担する。

(工事現場における安全管理)

第22条 事業者は、事業者の責任と費用において工事現場における安全管理及び警備等を行う。

(工事に用電力等)

第23条 事業者は、本件工事に必要な工事に用電力、工事に用水及びガス等の公共サービスを、自らの責任と費用において調達する。県は、必要に応じてこれに協力する。

第2節 県による確認等

(県による説明要求及び建設現場立会い)

第24条 県は、本件工事に進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができる。事業者は、県の要請があった場合には、速やかにかかる報告を行わなければならない。

2 県は、工事開始日前及び建設期間中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事に關して説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問又は説明要求を受領した後14日以内に、県に対して回答を行わなければならない。

3 県は、建設期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。

4 事業者は、建設期間中、事業者が実施する新設施設の検査又は試験のうち施設の性能に及ぼす影響の大きなものについて、県に対し事前に書面にて通知する。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

5 県は、前4項の報告要請、質問、説明要求又は立会いの結果、建設状況が新設施設の建設工事に關する設計図書、本契約、入札説明書等又は提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、事業者による報告、説明又は県による立会いの後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

6 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が県の通知の内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。

- 7 前項の規定にかかわらず、当該箇所が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な範囲の増加費用及び損害は県が負担する。
- 8 県は、第1項若しくは第2項の規定に基づいて事業者から報告・説明を受けたこと、第3項若しくは第4項の規定に基づいて本件工事若しくは検査・試験に立ち会ったこと、事業者に対して第5項の是正の通知を行ったこと、又は第6項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、新設施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第3節 工事の一時中止

（工事の一時中止）

- 第25条 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して中止の内容及び理由を記載した書面を交付して、本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して増加費用を負担し、又は事業者が損害を被ったときは、以下の定めに従う。
 - (1) 一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその増加費用及び損害を負担する。
 - (2) 一時中止が県の責めに帰すべき事由による場合は、県が合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 一時中止が不可抗力による場合は、別紙 7 による。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。
 - (4) 一時中止が法令変更による場合は、法令変更の内容に応じて別紙 8 による。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、本件工事の施工の一時中止に起因して維持管理の開始が遅れたことによる増加費用及び損害の負担については、第45条の規定による。
 - 4 本条の規定に基づいて、工事の施工が一時中止されたとき、県又は事業者は、第26条第1項の規定に基づいて建設期間の変更を請求することができる。

第4節 建設期間の変更

(建設期間の変更)

第26条 県又は事業者が建設期間の変更を請求した場合、県と事業者は当該変更の当否並びに事業者にかかる増加費用及び損害の負担について協議しなければならない。協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、県が合理的な建設期間を定め、事業者はこれに従わなければならない。

2 県及び事業者は、前項の協議に基づいて建設期間を変更したときには、必要と認められる場合、別紙1に示す維持管理開始予定日を変更しなければならない。

3 第1項の協議に基づいて建設期間を変更したことに起因して事業者が増加費用が発生し、又は損害を被ったときは、以下の定めに従う。

(1) 建設期間の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその費用及び損害を負担する。なお、本契約に従い県が事業者に対して本件工事に係る設計又は本件工事につき第14条（ただし、第4項による場合を除く。）又は第24条（ただし、第7項による場合を除く。）に基づき是正を要求したことにより建設期間を変更した場合も、事業者の責めに帰すべき事由に含まれる。

(2) 建設期間の変更が県の責めに帰すべき事由による場合（県の政策変更に起因する場合を含む。）は、県が合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

(3) 建設期間の変更が不可抗力による場合は、別紙7のと通りの負担とする。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。

(4) 建設期間の変更が法令変更による場合は、法令変更の内容に応じて別紙8のと通りの負担とする。

4 前項の規定にかかわらず、建設期間の変更起因して維持管理の開始が遅れたことによる増加費用及び損害の負担については、第45条の規定による。

第5節 損害等の発生

(新設施設の整備により第三者に生じた損害)

第27条 新設施設の整備業務（第11条に基づく整備のための調査の実施を含む。以下、本条において同じ。）によって、第三者に損害が発生したときは、事業者がその合理的な範囲の損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第

- 3項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。)のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 新設施設の整備業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染(粉塵発生を含む)、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその合理的な範囲の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち新設施設の整備業務の実施につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。
 - 3 事業者は、建設期間中、第三者に及ぼした損害を賠償するため、県の事前の確認を受けた上で、別紙5に定める第三者賠償責任保険に加入し、又は工事請負人に加入させる。事業者は、その保険証券の写しを県に提出する。

(新設施設の整備について事業者が生じた損害等)

- 第28条 不可抗力により、新設施設の整備業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙7のと通りの負担とする。ただし、新設事業用地における、契約当初に合理的に予測できなかった地質上の特性、土壌汚染、又は地中障害物により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害(本件工事に係る工法又は工期の変更により生じた増加費用を含む。)は県の負担とする。かかる場合、事業者は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。
- 2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。
 - 3 法令変更により、新設施設の整備業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙8のと通りの負担とする。

第5章 新設施設の完成及び引渡し

第1節 新設施設の完成

(事業者による完成検査等)

- 第29条 事業者は、自らの責任と費用において新設施設の完成検査及び機器・器具等の試運転等を行う。
- 2 事業者は、前項の完成検査及び機器・器具等の試運転等の7日前までに県に通

知する。

- 3 県は、完成検査及び機器・器具等の試運転等への立会いを求めることができる。ただし、県は、完成検査及び機器・器具等の試運転等への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 4 事業者は、県に対して完成検査及び機器・器具等の試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

(維持管理体制の確保)

第30条 事業者は、第29条の完成検査及び機器・器具等の試運転等の後、維持管理業務を実施する人員に対し当該業務の遂行に必要な研修を実施する等により維持管理体制を確保する。

(県による新設施設の完成確認)

第31条 事業者は、第29条の検査及び機器・器具等の試運転等並びに第30条の維持管理体制の確保が完了した場合、直ちに県に通知する。

- 2 県は、前項の通知を受領した場合、受領の日から14日以内に新設施設について完成確認のための検査を実施する。
- 3 県は、前項の検査において、事業者、工事請負人及び工事監理者の立会いの下で、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書及び新設施設の建設工事に関する設計図書に適合していることを施工記録簿等により確認するとともに、事業者及び第46条に基づき事業者から維持管理業務の全部又は一部について委託を受け又は請け負う者の立会いの下で、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書、及び通期維持管理業務計画書に規定された維持管理体制を充足することを研修実施結果報告書等により確認する。
- 4 事業者は、第2項の検査において、機器・器具等の取扱いに関して県に説明する。
- 5 前4項のほか、検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、県が定める。
- 6 県は、検査の結果、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書又は新設施設の建設工事に関する設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、または、維持管理体制が本契約、入札説明書等、提案書又は通期維持管理業務計画書に規定された体制を満たしていないことが判明した場合、検査の後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。
- 7 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所

を是正しなければならない。ただし、事業者が県の通知の内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。

- 8 前項の規定にかかわらず、当該箇所が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な範囲の増加費用及び損害は県が負担する。
- 9 第7項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正の完了の通知を第1項の通知とみなして、前8項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、県は是正完了の通知の受領の後、速やかに完成確認のための検査を実施する。
- 10 事業者は、第2項の検査の後14日以内に県から第6項の通知及び第32条第1項の完成確認通知書のいずれの交付も受けないときは、第32条第1項の完成確認通知書の交付がなされたものとみなして、別紙6に定める新設施設の建設工事に関する完成図書を県に提出した上で、第33条の引渡し・所有権移転手続きに入ることができる。
- 11 県は、第3項の規定に基づいて確認を行ったこと、第4項の規定に基づいて事業者から説明を受けたこと、事業者に対して第6項の是正の通知を行ったこと、又は第7項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、新設施設の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（県による完成確認通知書の交付）

- 第32条 県は、前条の検査を完了し、かつ、事業者が別紙6に定める新設施設の建設工事に関する完成図書を県に提出した場合、事業者に対して速やかに完成確認通知書を交付する。
- 2 県による完成確認通知書の交付を理由として、県は新設施設の設計、建設及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第2節 新設施設の県への引渡し・所有権移転

（事業者による引渡し及び県への所有権の移転）

- 第33条 事業者は、前条第1項に定める完成確認通知書の受領と同時に、別紙9の様式による目的物引渡書を県に交付し、別紙1に定める引渡し・所有権移転予定日において新設施設の引渡しを行い、その所有権を県に移転する。
- 2 事業者は、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転する。

- 3 新設施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託又は請負に係る契約においてその旨を規定する。
- 4 新設施設の引渡し時期が、事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日より遅れた場合においては、事業者は、県に生じる合理的な増加費用を負担する。
- 5 新設施設の引渡し時期が、県の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日より遅れた場合においては、県は、事業者に生じる合理的な増加費用を負担する。
- 6 新設施設の引渡し時期が維持管理開始予定日より遅れた場合において、第4項又は第5項のいずれにも該当しないときは、事業者の増加費用の負担については、協議によりこれを定める。但し、不可抗力に該当する場合には別紙7、法令変更該当する場合には別紙8の定めるところに従う。

(瑕疵担保)

第34条 県は、新設施設に瑕疵があるときは、以下に定める条件のもとで、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに合理的な範囲の損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県は修補を要求することができない。

- (1) 県による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。ただし、新設施設が瑕疵により滅失又は毀損したときは、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内で、かつ、その滅失又は毀損の日から1年以内に行わなければならない。
 - (2) 県は、第31条の完成確認の際に、新設施設に瑕疵があることを知った場合には、前号の規定にかかわらず、直ちに、事業者に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、新設施設の瑕疵が、県の事業者への指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合は、適用しない。ただし、事業者がその指示が不適當であることを知りながら県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。
 - 3 事業者は、工事請負人等をして、県に対し本条の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償をなすことについて保証させるべく、必要な措置をとる。

第6章 既存施設の解体等

(既存施設の解体等)

第35条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体スケジュール表に基づき、自らの責任と費用において、既存施設の解体等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、既存施設の解体等業務に含まれる記念碑及び樹木の移設・移植業務の履行に関し、新設施設への移植後に樹木が枯れた場合には、県は、当該樹木の撤去費用を負担するものとし、当該樹木が枯れた事に関して事業者に対して何らの補償を請求しない。但し、事業者の責めに帰すべき事由に基づき樹木が枯れた場合には、県は、合理的な範囲内において、事業者に対して樹木の撤去費用及び新樹木の植樹費用を請求することができる。

(解体等工事計画)

第36条 事業者は、全体スケジュール表に定められた日程に従って、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、別紙3に定める書類を作成し、県に提出する。また、事業者は、県に提出した後に当該書類に変更が生じた場合は、速やかに県にこれを再提出する。

2 事業者は、全体スケジュール表に定められた日程に従って、詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し県に提出する。また、事業者は県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに県にこれを再提出する。

3 既存施設の解体等の方法その他必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。

4 事業者は、工事現場に常に工事記録簿を整備し、県の要求があった際には速やかに開示する。

(解体等の完了確認)

第37条 事業者は、解体等が完了した場合、直ちに県に通知する。

2 県は、前項の通知を受領した場合、受領の日から14日以内に解体等完了確認のための検査を実施する。

3 県は、前項の検査において、事業者及び工事請負人の立会いの下で、本契約、入札説明書等、提案書及び既存施設の解体に関する設計図書に従って解体等が完了していることを施工記録簿等により確認する。

4 前3項のほか、検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、県が定める。

5 県は、検査の結果、本契約、入札説明書等、提案書又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、検査の後14日以内に当該箇所及びその内容を

示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

- 6 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が県の通知の内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該箇所が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な範囲の増加費用及び損害は県が負担する。
- 8 第6項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正の完了の通知を第1項の通知とみなして、前7項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、県は是正完了の通知の受領の後、速やかに解体等完了確認を実施する。
- 9 事業者は、第2項の検査の後14日以内に県から第5項の通知及び第38条第1項の解体等完了確認通知書のいずれの交付も受けないときは、別紙6に定める既存施設の解体に関する書類を県に提出した上で、第38条第1項の解体等完了確認通知書の交付がなされたものとみなすことができる。
- 10 県は、第3項の規定に基づいて確認を行ったこと、事業者に対して第5項の是正の通知を行ったこと、又は第6項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、既存施設の解体等について何らの責任を負担するものではない。

（県による解体等完了確認通知書の交付）

第38条 県は、前条の検査を完了し、かつ、事業者が別紙6に定める既存施設の解体に関する書類を県に提出した場合、事業者に対して速やかに解体等完了確認通知書を交付する。

- 2 県による解体等完了確認通知書の交付を理由として、県は既存施設の解体等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（設計及び建設に関する規定の準用）

第39条 第11条から第16条まで、第20条から第29条まで、及び第34条の規定は、解体等に準用する。

第7章 新設施設の維持管理

第1節 総則

(新設施設の維持管理)

第40条 事業者は、維持管理期間中、本契約、入札説明書等、提案書、通期維持管理業務計画書及び年間維持管理業務計画書に基づき、自らの責任と費用において、維持管理業務を行う。

(通期維持管理業務計画書)

第41条 事業者は、維持管理開始予定日の30日前までに、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした通期維持管理業務計画書を作成し、県に提出し、確認の通知を受けなければならない。

- 2 県は、通期維持管理業務計画書が本契約、入札説明書等又は提案書に定める水準を満たしていないと認めた場合、通期維持管理業務計画書の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。
- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が県の通知の内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 4 前項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正された通期維持管理業務計画書の提出を第1項の通期維持管理業務計画書の提出とみなして、前3項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、県は是正された通期維持管理業務計画書の受領の後、速やかに検討を実施する。
- 5 事業者は、通期維持管理業務計画書が県により受領された後14日以内に県から第2項の通知がない場合は、第1項の確認の通知がなされたものとみなすことができる。
- 6 県は、第1項の規定に基づいて通期維持管理業務計画書を受領し確認の通知を行ったこと、事業者に対して第2項の是正の通知を行ったこと、又は第3項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 7 通期維持管理業務計画書は、県又は事業者が請求し、その変更に伴い事業者に生ずる費用の増減及び損害の見積り、その他本件事業の実施に与える影響の検討結果を踏まえて、双方が協議の上合意したときに限り、その内容を変更することができる。
- 8 県の請求により通期維持管理業務計画書を変更した場合において、これに起

因して、事業者の維持管理に係る費用が増減し、又は事業者が損害を被る場合には、以下のとおり取り扱う。

(1) 維持管理に係る費用が減少する場合

県は、サービス購入料のうち維持管理に係る対価を減少させることができる。

(2) 維持管理に係る費用が増加し、又は損害を被る場合

県は、サービス購入料のうち維持管理に係る対価を増加させる。

(年間維持管理業務計画書)

第42条 事業者は、通期維持管理業務計画書に基づいて各事業年度の維持管理業務についての業務計画書を作成し、当該年度が開始する30日前まで（ただし、平成20年度においては維持管理開始予定日の30日前まで）に県に提出し、協議の上確認を受けなければならない。

2 年間維持管理業務計画書は、県又は事業者が請求し双方が合意したときに限り、その内容を変更することができる。ただし、県の請求により通期維持管理業務計画書の水準を超えて年間維持管理業務計画書を変更する場合で維持管理に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときは、県はその合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

(緊急時の対応)

第43条 事業者は、事故その他非常時又は緊急時の対応について、県と協議した上、本契約、入札説明書等、及び提案書を踏まえた対応マニュアルを作成し、維持管理開始予定日の30日前までに県に提出し、協議の上確認を受けなければならない。

2 第42条第2項の規定は、前項の対応マニュアルに準用する。

3 非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、事業者は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、県に報告する。

4 前項の業務の実施によるサービス購入料の増額は行わない。ただし、不可抗力又は法令変更により非常時又は緊急時の対応が必要となった場合は、第50条の規定を適用する。

(維持管理期間中の第三者の使用)

第44条 事業者は、維持管理業務の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に委託し又は請け負わせることができる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者へ委託し又は請け負わせようとするときは、委託又は請負の作業開始の30日前までに、かかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した

書面を県に提出し、かつ、県から承認の通知を受けなければならない。県は、合理的な理由なくして承認を拒まない。

- 2 事業者は、前項の書面が県により受領された後14日以内に県から前項の通知がない場合は、県が承認したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、維持管理業務の委託を受け又は請け負った者（以下、「維持管理受託者」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託し又は請け負わせるときに準用する。
- 4 県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理業務の遂行体制について報告を求めることができる。
- 5 維持管理受託者及び当該受託者からの再受託者又は下請人（以下、総称して「維持管理受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、維持管理受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 維持管理受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理業務に支障が生じた場合において、県又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。ただし、県の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については、民法第416条の規定に基づき、県が負担する。
- 7 前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第50条の規定を適用する。但し、維持管理受託者等、運営受託者等を選任したことにより発生した損害についてはこの限りではない。

（維持管理の遅延）

- 第45条 事業者は、維持管理の開始の遅延が見込まれる場合には、維持管理開始予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画（速やかな維持管理の開始に向けての対策及び新たな日程の見通しを含む。）を県に通知しなければならない。ただし、新設施設の整備につき第31条第7項による是正を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。
- 2 維持管理開始予定日までに新設施設の維持管理を開始できなかった場合、かかる遅延により生じた増加費用及び損害の負担は以下のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由により遅延した場合（本件事業の管理者として県が取得すべき許認可の取得の遅延に起因する場合を含む。）、県は、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由（本契約に従い県が事業者に対して本件工事に係る設計又は本件工事につき第14条又は第24条に基づき是正を要求したことにより維持管理の開始が遅延した場合も、事業者の責めに帰すべ

き事由に含まれる。なお、本件事業に関して事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に起因する場合を含む。)により遅延した場合、事業者は、遅延した日数に応じ、新施設整備等費相当額につき年3.6%の割合で計算した違約金を県に支払う。なお、本号の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県が維持管理の開始の遅延により被った合理的な範囲の損害のうち、違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

- (3) 不可抗力により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙7のと通りの負担とする。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。
- (4) 法令変更により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙8のと通りの負担とする。

(維持管理に伴う近隣対策)

第46条 事業者は、自らの責任と費用において、自らが行う維持管理業務に関して合理的に要求される範囲の近隣対策(住民からの訴訟、苦情、要望等への対応を含む。)を実施する。

- 2 事業者は、前項の近隣対策の実施について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 県は、第1項の近隣対策の実施のために必要な協力を行う。
- 4 前1号に定める場合を除き、維持管理業務に関して住民反対運動、訴訟、要望等が県又は事業者に申し立てられた場合、これらに対応することにより発生する増加費用は県が負担する。

(従事職員名簿の提出等)

第47条 事業者は、維持管理・業務に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を県に提出し、従事職員に異動があった場合、その都度報告しなければならない。

- 2 県は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従う。

(新施設設の修繕)

第48条 事業者は、新施設設の修繕を、通期維持管理業務計画書及び年間維持管

理業務計画書に基づき自らの責任と費用において実施する。ただし、県の責めに帰すべき事由により修繕を行った場合、県はこれに要した合理的な範囲の費用を負担する。

- 2 事業者は、新施設が毀損した場合その他通期維持管理業務計画書及び年間維持管理業務計画書に記載のない修繕を行う必要が生じた場合、速やかに県にその内容を通知して、対応について協議する。ただし、当該修繕が事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、これに要した合理的な範囲の増加費用は県が負担する。
- 3 新施設の修繕を行った場合、事業者は必要に応じて当該修繕を新施設の建設工事に関する完成図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を県に提出しなければならない。

第2節 損害等の発生

(維持管理業務により第三者に及ぼした損害)

第49条 維持管理業務によって、第三者に損害が発生したときは、事業者がその合理的な範囲の損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

- 2 維持管理業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む）、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその合理的な範囲の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち維持管理業務の実施につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。
- 3 事業者は、維持管理期間中、第三者に及ぼした損害を賠償するため、県の事前の確認を受けた上で、別紙5に定める第三者賠償責任保険に加入し、又は維持管理受託者に加入させる。事業者は、その保険証券の写しを県に提出する。

(維持管理業務について事業者が生じた損害等)

第50条 本章の規定にかかわらず、不可抗力により、維持管理業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙7のとおり負担とする。

- 2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。

- 3 本章の規定にかかわらず、法令変更により、維持管理業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙8のと通りの負担とする。

(施設損傷に関する損害等)

第51条 事業者が善管注意義務に則した維持管理業務を行わなかったことに起因して新設施設の損傷が発生した場合の当該新設施設の修復にかかる費用については、事業者が負担する。

- 2 前項に拘わらず、県の責めに帰すべき事由により新設施設が損傷した場合の当該新設施設の修復にかかる費用については、県が負担する。
- 3 第三者又は新設施設の利用者の責めに帰すべき事由により新設施設が損傷した場合の当該新設施設の修復にかかる費用については、県が負担する。

第3節 県によるモニタリング

(業務報告書等の提出)

第52条 事業者は、維持管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、保管するとともに、県が要求した場合は速やかにこれを閲覧させる。

- 2 事業者は、毎月、当該月に係る維持管理業務に関する業務報告書を作成し、翌月の第5開庁日までに県に提出する。
- 3 事業者は、四半期毎に、当該四半期に係る維持管理業務に関する四半期報告書を作成し、各四半期末の翌月の第5開庁日までに、県に提出する。
- 4 事業者は、毎事業年度、当該事業年度に係る維持管理業務に関する業務年報を作成し、各事業年度末日から1ヶ月以内に、県に提出する。
- 5 本条の業務報告書等に記載されるべき具体的な項目及び内容は、通期維持管理業務計画書の内容を基に、県と事業者の協議を経て決定される。

(モニタリングの実施)

第53条 県は、自らの責任と費用において、維持管理業務に関し、新設施設が利用可能であること並びに本契約、入札説明書等、提案書、通期維持管理業務計画書及び当該年度の年間維持管理業務計画書に示された業務の水準及び内容(以下、「要求水準」という。)を満たしたサービスが提供されていることを確認するため、以下の方法によりモニタリングを実施する。モニタリングの詳細については、別紙11に定める。

(1) 業務報告書等の確認

県は、前条に基づいて事業者が県に対して提出した業務報告書等を確認す

る。

(2) 現場検査

県は、3 ヶ月に一度、及びその他必要に応じて随時、新施設における現場検査を行う。

(3) 利用者ヒアリング・アンケート

県は、必要に応じて、教職員及び生徒等へのヒアリングやアンケートを行う。

(4) その他の方法

県は、上記各号に定める方法の他、必要と認めるときは、随時、任意の方法によりモニタリングを実施する。

- 2 事業者は、前項に規定するモニタリングの実施について、県に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 第1項に規定するモニタリングの結果、維持管理業務の状況が要求水準を満たしていないこと（以下、「業務不履行」という。）が判明した場合、県は事業者に対してその是正を通告し、事業者は速やかにこれを是正しなければならない。県は、現場検査を通じて是正状況を確認する。業務不履行に対する是正手続の詳細は、別紙11に定める。
- 4 県は、モニタリング及び業務不履行に対する是正手続の実施を理由として、本件事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第8章 サービス購入料の支払い

（サービス購入料の支払い）

第54条 県は、事業者の遂行する業務に関し、かかるサービス提供の対価として別紙10に規定される方法で算定された金額を、同記載の支払い方法で、事業者に対して支払う。

（サービス購入料の減額）

第55条 第53条に基づくモニタリングによって、業務不履行が存在することが判明した場合、県は別紙11に定める手続に基づいてサービス購入料を減額できる。

（サービス購入料の返還）

第56条 第52条に基づいて事業者が作成する業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ減額し

得たサービス購入料及びこれに係る消費税相当額に相当する額を返還しなければならない。

- 2 前項の場合においては、事業者は当該金額に係る県の支払い日から事業者の返還日までの日数に応じ、当該金額について年3.6%の率で計算した利息を県に支払う。

(権利の処分についての県の承認)

第57条 事業者は、県に対するサービス購入料請求権又はその他本契約に基づき若しくは本件事業に関し県に対して有することとなる一切の権利について、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、担保権等の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前にその処分に係る契約書案を県に提出した上で、県の承認を得なければならない。県は、次項記載の条件が充足されている場合は、合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しない。

- 2 県が前項の承認を与える場合には、以下の条件を付することとする。この場合、金融機関その他の第三者は以下の条件を承認する。
 - (1) 県は、本契約に基づきサービス購入料を減額できる。
 - (2) 県が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス購入料から控除できる。

第9章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第58条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、平成40年3月31日をもって終了する。

- 2 維持管理開始予定日が遅延した場合、かかる遅延日数と同日分契約終了日を延期する。ただし、県と事業者の合意がある場合はこの限りではない。

第2節 契約終了に際しての処置

(維持管理に必要な資料の提出)

第59条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、

県に対し、新設施設の建設工事に関する設計図書及び完成図書その他本件工事及び修繕に係る書類（ただし、契約終了時点で既に県に提出しているものを除く。また、本契約が新設施設の引渡し・所有権移転前に終了した場合、事業者が終了時点で既に作成を完了しているものに限る。）、維持管理のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

- 2 県は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件事業の引継ぎに必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）する権利を有するものとし、事業者は、県によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。
- 3 事業者は、第1項に基づき県に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその合理的な範囲の損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

（施設の状態の検査）

第60条 事業者は、契約期間満了により本契約が終了する場合又は第65条（県の公益上の事由による契約終了）により新設施設の引渡し・所有権移転後に本契約が終了する場合、契約期間満了時まで新設施設の状態について県の検査を受け、確認の通知を受けなければならない。この場合、県は、契約期間満了に基づく場合には契約期間満了の6ヶ月前に、第65条に基づく場合には解除日の180日以上前に、事業者に通知を行った上で、新設施設が要求水準書に定められた要求水準が充たされているか判断するために別途協議により定められた事項について検査を行うものとする。なお、本項に基づく県による検査後の手続きについては、本条第3項ないし第8項の定めに従う。

- 2 新設施設の引渡し・所有権移転後に第62条（事業者の債務不履行による契約終了）、第66条（県の債務不履行による契約終了）、第71条（法令変更による契約の終了）又は第74条（不可抗力による契約の終了）に基づき本契約が終了したとき、事業者は、本契約終了後速やかに新設施設の状態について県の検査を受け、確認の通知を受けなければならない。この場合、県は、新設施設が要求水準書に定められた要求水準が充たされているか判断するために別途協議により定められた事項について検査を行うものとする。なお、本項に基づく県による検査後の手続きについては、本条第3項ないし第8項の定めに従うものとし、契約終了後といえども、本項は有効に存続するものとする。

- 3 県は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷が見られたときは、検査の後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して通知することができる。
- 4 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を修補し再度県の検査を受けるか、又は、修補に要する費用を負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該損傷が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補に係る事業者の合理的な範囲の増加費用は県が負担する。
- 6 事業者は、第1項又は第2項の検査の後14日以内に県から第3項の通知がない場合は、新設施設について第1項又は第2項の確認の通知がなされたものとみなすことができ、それ以後は、事業者の故意又は重大な過失により生じた損傷を除き、事業者は修補の義務を負わない。
- 7 県は、契約期間満了により本契約が終了する場合には、第80回及び81回のサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払いを、第65条（県の公益上の事由による契約終了）により新設施設の引渡し・所有権移転後に本契約が終了する場合及び第2項に定める場合には、契約終了時において事業者に対して未払いのサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払いを、第4項の事業者による修補完了を検査により確認し、又は修補費用の支払いを確認した後に行うことができる（ただし、前項に基づいて、第1項又は第2項の検査終了後14日以内に県から第3項の通知がないため、第1項又は第2項の確認の通知がなされたものとみなす場合を除く）。
- 8 県は、前項の確認の後、第7項に基づき支払が留保されたサービス購入料及びこれに係る消費税の合算額を速やかに事業者に支払う。

（物件の処置）

- 第61条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、新設事業用地内における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（設計受託者等、工事請負人等又は維持管理受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を撤去しなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができず、また、県の処置に要した費用を負担する。
 - 3 前2項の規定は、解体期間が終了したときにおける、解体事業用地内の物件に

ついて準用する。

第3節 事業者の債務不履行による契約終了

(事業者の債務不履行による契約終了)

第62条 次の各号に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本件事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者に係る破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算の手續開始又はこれに類する手續について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
- (4) 事業者が県に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき、又は財務書類に対し監査を受け、公認会計士又は監査法人により適正意見が表明されなかったとき。
- (5) 事業者が、本契約の目的を達することができないと認められる重大な違反をなし、県による相当期間を定めた催告後も是正がなされないとき。
- (6) 本契約が事業者の責めに帰すべき事由により履行不能となったとき。

2 前項の場合、その事由の発生が新設施設の県への引渡し・所有権移転前であるときは、第63条第2項から第6項までの規定を準用し、その事由の発生が新設施設の県への引渡し・所有権移転後であるときは、第64条第2項から第4項までの規定を準用する。

(引渡し・所有権移転前の解除)

第63条 新設施設の引渡し・所有権移転前において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、全体スケジュール表に定められた工事開始日から60日経過しても本件工事に着手せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して合理的説明がなされないとき。
- (2) 新設施設の引渡し・所有権移転予定日後、相当の期間内に引渡し・所有権移転ができる見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合は、以下の定めに従う。
 - (1) 新設施設の出来形部分があるときは、県はこれを確認の上、買い受けることができる。県は、これを買いない場合には、事業者の費用負担により、出来形部分の撤去及び新設事業用地の原状回復を求めることができる。
 - (2) 新設施設の出来形部分がないときは、県は、事業者の費用負担により、新設事業用地の原状回復を求めることができる。
 - (3) 県は、第 1 項の出来形部分の買受け金額及びこれに係る消費税相当額については、工事費内訳明細書や積算調書（数量計算書）等を参考に関係者協議会において協議の上算定し、その支払い債務と第 4 項の違約金支払請求権及び第 6 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、別紙 10 に規定する解除前の支払いスケジュールに従って、事業者に支払う。
- 3 第2項に基づいて、県が出来形部分の撤去及び新設事業用地の原状回復を事業者に求めた場合、事業者が相当の期間の経過後も撤去を行わないときは、県は、事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託することができるものとし、この場合、事業者は、撤去のために県が要した費用を補償しなければならない。
- 4 第1項各号の事由に該当する場合、事業者は、県に対して、新設施設整備等費相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の10%に相当する金額を違約金として支払う。
- 5 第75条の規定に基づいて、契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、又は、履行保証保険が付保されている場合、県は当該契約保証金若しくは担保又は保険金を前項の債権に充当することができる。
- 6 第4項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県が第1項各号の事由の発生により被った合理的な範囲の損害のうち、第4項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。
- 7 県及び事業者は、相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(引渡し・所有権移転後の解除)

第64条 新設施設の引渡し・所有権移転後において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 維持管理業務について、業務不履行が存在することが判明し、別紙 11 に基づくサービス購入料の減額措置を講じてもなお改善がみられない場合（解除の具体的な要件は、別紙 11 に定める。）
 - (2) 新施設の維持管理が維持管理開始予定日より 30 日経過しても開始されない場合
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合は、以下の定めに従う。
- (1) 県は、新施設の所有権を保持する。
 - (2) 県は、下記の①から③までの支払い債務及びこれに係る消費税相当額と次項の違約金支払請求権及び第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、別紙 10 に規定する解除前の支払いスケジュールに従って、事業者を支払う。
 - ① サービス購入料のうち、新施設の整備業務に係る対価（契約終了時点で支払い済みの場合を除く）
 - ② サービス購入料のうち、契約終了日までに履行された既存施設の解体等業務に係る対価（契約終了時点で支払い済みの場合を除く）
 - ③ サービス購入料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理業務に係る対価の支払い債務（契約終了時点で支払い済みの部分を除く）
- 3 第1項各号の事由に該当する場合、事業者は、県に対して、契約終了日から平成40年3月31日までに係るサービス購入料のうち、維持管理業務に係る対価の総額の20%に相当する金額（ただし、維持管理業務に係る対価の翌事業年度以降の物価変動等による改定はないものとして計算する。）を違約金として支払う。
- 4 前項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県が第1項各号の事由の発生により被った合理的な範囲の損害のうち、前項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。
- 5 県及び事業者は、相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第4節 県の事由による契約終了

（県の公益上の事由による契約終了）

- 第65条 県は、本件事業の実施の必要がなくなった場合又は新施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に事業者へ通知の上、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、県及び事業者は以下の定めに従う。

(1) 新設施設の県への引渡し・所有権移転前の解除の場合

①新設施設の出来形部分があるときは、県は以下の措置をとる。

(a) 県は、出来形部分を確認の上、買い受けることができる。買受け金額及びこれに係る消費税相当額については、工事費内訳明細書や積算調書(数量計算書)等を参考に関係者協議会において協議の上算定し、その支払い債務について、別紙10に規定する解除前の支払いスケジュールに従って、事業者を支払う。

(b) (a)の措置を講じた上で、県は、自らの費用負担により、事業者に出来形部分の撤去及び新設事業用地の原状回復を求めることができる。かかる請求を受けた場合には、事業者は速やかに費用の見積もりを提出する。

②新設施設の出来形部分がないときは、県は、自ら費用を負担し、新設事業用地の原状回復を求めることができる。かかる請求を受けた場合には、事業者は速やかに費用の見積もりを提出する。

(2) 新設施設の県への引渡し・所有権移転後の解除の場合 県は、以下の措置をとる。

(a) 県は、新設施設の所有権を保持する。

(b) 県は、下記の a. から c. までの支払い債務及びこれに係る消費税相当額について、別紙10に規定する解除前の支払いスケジュールに従って、事業者を支払う。

a. サービス購入料のうち、新設施設の整備業務に係る対価(契約終了時点で支払い済みの場合を除く)

b. サービス購入料のうち、契約終了日までに履行された既存施設の解体等業務に係る対価(契約終了時点で支払い済みの場合を除く)

c. サービス購入料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理業務に係る対価の支払い債務(契約終了時点で支払い済みの部分を除く)

3 第2項第1号①(b)及び②に基づいて、県が出来形部分の撤去及び新設事業用地の原状回復を求めた場合、事業者が相当の期間の経過後も撤去を行わないときは、県は、あらかじめ書面により事業者に対して第三者にかかる工事をさせることと費用の見積もりを通知の上、事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託することができる。

4 県は、第1項に基づく本契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害のうち、第2項に基づく支払いでは回復されない損害があるときは、これを賠償しなければならない。当該損害賠償金は、次の各号の項目を含む。

- (1) 本契約の終了に起因する期限前弁済により生じる手数料（このような手数料がもし発生する場合。）
 - (2) 本契約の終了に起因して事業者が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金
- 5 県及び事業者は、相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 6 第3項の通知の後、事業者の見積り金額より、第三者の見積り金額が大きい場合、事業者がなお出来形部分の撤去及び新設事業用地の原状回復を開始しない場合は、事業者と第三者の見積り金額の差額は事業者が負担する。

(県の債務不履行による契約終了)

- 第66条 事業者は、県が本契約の重要な義務に違反し、かつ、事業者の書面による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、県に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

(保全義務)

- 第67条 事業者は、第62条第1項、第63条第1項、第71条第1項、又は第74条第1項に基づいて、新設施設の県への引渡し・所有権移転前に本契約が解除されたときは、事業者は、解除の通知がなされた日から出来形部分の引渡し・所有権移転及び業務の引継ぎ完了の日まで、自らの責任と費用において、出来形部分の維持保全のための措置をとらなければならない。
- 2 不可抗力により、出来形部分の維持保全のための措置について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙7による。
 - 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。
 - 4 法令変更により、出来形部分の維持保全のための措置について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙8による。

(出来形部分の所有権の移転)

- 第68条 事業者は、第62条第2項、第63条第2項、第65条第2項、第66条第2項、第71条第2項、又は第74条第2項の規定に基づき出来形部分の所有権を移転する場合、担保権その他の制限物件等の負担のない、完全な所有権を県に移転しな

ればならない。

第10章 法令変更

(法令変更への対応)

第69条 県又は事業者は、法令が変更されたことにより、本契約、入札説明書等、提案書、全体スケジュール表、設計図書、通期維持管理業務計画書及び当該年度の年間維持管理業務計画書（以下、本章において「本契約等」という。）に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者が増加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約等に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 事業者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、県は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス購入料から減額することができる。

(協議)

第70条 県又は事業者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内に合意が成立しない場合は、県が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、法令変更の内容に応じて別紙8による。

(法令変更による契約の終了)

第71条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 第65条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。
- 3 第1項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙8による。

第11章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第72条 県又は事業者は、不可抗力により本契約、入札説明書等、提案書、全体スケジュール表、設計図書、通期維持管理業務計画書および当該事業年度の年間維持管理業務計画書（以下、本章において「本契約等」という。）に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者が増加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 県は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を事業者に通知する。
- 3 第1項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 事業者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、県は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス購入料から減額することができる。

(協議)

第73条 県又は事業者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日以内に合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、不可抗力の発生時期に応じて別紙7による。ただし、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、事業

者が負担する。

- 2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除する。

(不可抗力による契約の終了)

第74条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合(不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。)、県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 第65条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。
- 3 第1項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙7による。
- 4 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は件が負担すべき額から控除する。

第12章 保証

(保証)

第75条 事業者は、新施設整備等費相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の10%に相当する金額以上の契約保証金を本契約締結時に県に納付する。ただし、事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の80%が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債、又は広島県知事が確実と認める金融機関(「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証を差し入れることができる。

- 2 事業者が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、県は、事業者が県が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保することをもってこれを認めることができる。
- 3 前項の場合において、事業者が付保する履行保証保険は、設計・建設期間中において、新施設整備等費相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の

10%に相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とするものでなければならない。

ただし、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。事業者は、本契約締結と同時に保険契約を締結し、その保険証券を県に提出する。

- 4 事業者は、前項の代わりに、設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして、事業者が被保険者となる履行保証保険契約を締結させることができる。この場合、事業者は、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該保険金請求権に、第63条第4項による違約金支払債務を被担保債務とする第一順位の質権を県のために設定せしめる。なお、当該質権の設定費用は事業者の負担とする。

第13章 その他

(公租公課の負担)

第76条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。県は、事業者に対して、サービス購入料及びこれに係る消費税相当額を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

(契約上の地位等の処分)

第77条 事業者は、県の事前の承認なしに、本契約上の地位又は義務について第三者に対して譲渡、担保権等の設定その他の処分をしてはならない。ただし、県は、その譲渡、担保権等の設定その他の処分が、本事業の公正で安定的な実施とサービス水準の維持を危うくするおそれがあるなどの合理的な理由がなければ、承認を拒まない。

(新株の第三者割り当て)

第78条 事業者は、株主以外の第三者に対して株式、新株予約権、又は、新株予約権付社債を発行するときは、事前に県の承認を得るものとし、また、かかる場合、それらの発行を受ける者が事業者の株式を取得する際には、その者をして、県に対して速やかに別紙12の様式及び内容の保証書を提出させる。

(事業者の合併・解散に対する制約)

第79条 事業者は、県の事前の承認なしに、他の法人と合併してはならない。

2 事業者は、第60条第4項に基づく義務の履行を完了するまで解散することはで

きない（ただし、同条第6項に基づいて、新施設について同条第1項の確認の通知がなされたものとみなす場合を除く）。

- 3 前項の規定は、県が事前に承認した場合、又は県が承認した第三者が第60条第4項に基づく事業者の義務を引き受けた場合については、適用しない。

（工業所有権）

第80条 事業者は、本件事業において特許権その他工業所有権の対象となっている技術等を使用する場合、自らの責任と費用においてそれを使用する。ただし、県がその使用を指定した場合で、事業者が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

（財務書類の提出）

第81条 事業者は、契約期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日以前に翌年度事業計画書を、各事業年度の最終日より3ヶ月以内に公認会計士又は監査法人の監査済の財務書類等（商法第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）、を、それぞれ県に提出しなければならない。なお、県は上記各資料を公開することができる。

（秘密保持）

第82条 県及び事業者は、本件事業において知り得た相手方の秘密及び本件事業に関して知り得た個人情報を、自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等法令上の守秘義務を負う者、株主、設計受託者等、工事請負人等若しくは維持管理受託者等以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 県又は事業者が、本件事業において知り得た相手方の秘密及び本件事業に関して知り得た個人情報を第三者に開示する場合には、その者に前項の規定と同様の守秘義務を負わせるべく、県又は事業者は、必要な措置を講じる。

- 3 前2項の秘密保持義務の対象となる秘密には、本件事業において知り得る前に既に知っていたもの及び公知であったもの、本件事業において知り得た後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、及び法令に基づいて開示されたものは含まない。

(事業者の兼業禁止)

第83条 事業者は、本契約に定められた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、県の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第84条 県又は事業者が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、未払い額につき遅延日数に応じ年3.6%の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

(準拠法)

第85条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(請求、通知等の様式その他)

第86条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承認、解除及び解約は、書面により行わなければならない。

2 第12条、第14条、第24条、第31条、第37条、第41条、第44条及び第69条に基づき提出される書面は、手渡し、郵送又はファクシミリ（ファクシミリの場合には速やかに原本を郵送又は手渡しする。）にて提出するものとし、手渡しによる場合は手渡された日、郵送による場合は発送から3日後又は配達証明に記載された配達日、ファクシミリによる場合はファクシミリによるメッセージを送ったファクシミリ機からの送信確認を受領証明とみなし、当該日において受領がなされたものとみなす。

3 本契約の履行に関して県と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。

6 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

7 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法の定めるところによる。

(解釈)

第87条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定に係る疑義が生じた場合、必要の都度、県及び事業者は誠実に協議して定める。

2 本契約、入札説明書等及び提案書に齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、

提案書の順に規定が優先する。ただし、提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が入札説明書等の規定に優先する。

(関係者協議会の設置)

第88条 県及び事業者は、本件事業を円滑に遂行するため、本件事業に関する県と事業者の間の紛争を予防し、解決することを目的とする関係者協議会を本契約締結後速やかに設置する。

2 関係者協議会は、本件事業に関する連絡調整や疑義・異議の解決並びに本契約の規定の解釈や本契約に定めのない事項の決定その他本件事業に関する必要な一切の協議を行う。

3 関係者協議会の組織及び運営の基本事項については、県が事業者と協議の上、別に定める。

(管轄裁判所)

第89条 本契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(以下余白)

別紙1 事業日程（第1条第3号、第6号、第4条第1項、第26条第2項、第33条第1項、及び第63条第1項関係）

新施設の設計及び建設	本契約の締結日から平成●年●月●日まで
新施設の引渡し・所有権移転	平成20年2月1日または両者の合意する平成20年●月●日以前の日
開校	平成20年4月1日
既存施設の解体等	平成20年4月1日から平成20年9月30日まで
新施設の維持管理	新施設の引渡し・所有権移転の日から平成40年3月31日まで

注：上記の日程はいずれも予定日であり、事業期間中にこれを変更する場合には、新しい日程をその都度県及び事業者が書面で確認する。

別紙2 設計に関する提出書類（第1条第24号及び第14条第1項関係）

【新施設の建設工事】

ア 基本設計

- ・要求水準書「添付資料1 基本設計図書作成要領」に示される設計図書

イ 実施設計

- ・要求水準書「添付資料2 実施設計図書作成要領」に示される設計図書

【既存施設の解体工事】

- ・解体工事設計図

別紙3 着工時の提出図書（第18条第1項及び第36条第1項関係）

【新設施設の建設工事】

- ・工事実施体制： 1 部
- ・工事着工届： 1 部
- ・主任技術者等届（経歴書を添付）： 1 部
- ・仮設計画書： 1 部
- ・工事記録写真撮影計画書： 1 部
- ・総合施工計画書（詳細工程表を含む）： 1 部
- ・主要資機材一覧表： 1 部
- ・下請業者一覧表： 1 部

※上記仮設計画書以下書類は、工事請負人が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを事業者が県に提出・報告する。

【既存施設の解体工事】

- ・工事実施体制： 1 部
- ・工事着工届： 1 部
- ・主任技術者等届（経歴書を添付）： 1 部
- ・仮設計画書： 1 部
- ・工事記録写真撮影計画書： 1 部
- ・総合施工計画書（詳細工程表を含む）： 1 部
- ・産業廃棄物処分計画書： 1 部
- ・主要資機材一覧表： 1 部
- ・下請業者一覧表： 1 部

別紙4 施工中の提出図書（第18条第3項関係）

【新設施設の建設工事】

- ・ 使用材料，使用機器計画書： 1 部
- ・ 主要工事施工計画書： 1 部
- ・ 生コン配合計画書： 1 部
- ・ 残土処分計画書： 1 部
- ・ 産業廃棄物処分計画書： 1 部
- ・ 各種施工管理試験結果報告書： 1 部
- ・ 各種出荷証明： 1 部
- ・ 使用材料検査簿： 1 部

※上記の書類は、工事請負人が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを事業者が県に提出・報告する。

別紙5 事業者が付保する保険（第27条第3項及び第49条第3項関係）

1. 新施設の整備及び既存施設の解体等に係る第三者賠償責任保険（第 27 条 第 3 項）

事業者又は事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者は、本件事業の建設期間及び解体期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入する。

保険契約者	事業者又は工事請負人(事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者)	
被保険者	事業者及び全ての工事請負人等（工事を請け負った者の全て。下請け人を含む。）	
保険期間	（各工事の期間にあわせる）	
てん補 限度額	対人	1名：1億円、1事故：10億円
	対物	1事故：1億円
免責金額	1事故：5万円以下	

2. 維持管理に係る第三者賠償責任保険（第 49 条 第 3 項）

事業者又は事業者より維持管理業務を直接委託され又は請け負った者は、本件事業の維持管理期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入する。

保険契約者	事業者又は維持管理受託者（事業者より維持管理業務を直接委託され又は請け負った者）	
被保険者	事業者及び全ての維持管理受託者等（維持管理業務を委託され又は請け負った者の全て。再受託又は下請けした者を含む。）	
保険期間	（維持管理期間にあわせる）	
てん補 限度額	対人	1名：1億円、1事故：5億円
	対物	1事故：1億円
免責金額	1事故：3万円以下	

別紙6 完成又は解体完了時の提出書類（第1条第9号、第31条第10項、第32条第1項、第37条第9項及び第38条第1項関係）

【新設施設の建設工事】

- ・ 工事完成届（写し）： 1 部
- ・ 工事記録写真： 1 部
- ・ 完成図（建築）： 一式（製本図 1 部，原図 1 部及び CAD データ）
- ・ 完成図（電気設備）： 一式（製本図 1 部，原図 1 部及び CAD データ）
- ・ 完成図（機械設備）： 一式（製本図 1 部，原図 1 部及び CAD データ）
- ・ 完成図（屋外体育施設等）： 一式（製本図 1 部，原図 1 部及び CAD データ）
- ・ 各種試験等報告書： 1 部
- ・ 完成写真： 3 部（キャビネ判）
- ・ 建築基準法に基づく検査済証その他法令で必要とされる検査等の結果： 1 部
- ・ 什器備品リスト及びカタログ： 1 部
- ・ マニフェスト A ・ B 2 ・ D ・ E 票の写し、内容集計表： 1 部
- ・ 取扱い説明書： 1 部

※CAD のデータ形式は原則として SXF 形式とし CD-R に記録する。

【既存施設の解体工事】

- ・ 工事完了届（写し）： 1 部
- ・ 工事記録写真： 1 部
- ・ マニフェスト A ・ B 2 ・ D ・ E 票の写、内容集計表： 1 部

別紙7 不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担（第15条第3項、第25条第2項、第26条第3項、第28条第1項、第33条第6項、第45条第2項、第50条第1項、第67条第2項、及び第73条第1項及び第74条第3項関係）

区分	事業者	県
設計・建設期間 （第15条第3項、第25条第2項、第26条第3項、第28条第1項、第33条第6項、第45条第2項、第67条第2項、第73条第1項、第74条第3項）	合理的な範囲の増加費用及び損害額のうち、新施設整備等費相当額の1%までの部分。（*1）	合理的な範囲の増加費用及び損害額のうち、新施設整備等費相当額の1%を超える部分（*1）
維持管理期間 （第50条第1項、第73条第1項、第74条第3項）	合理的な範囲の増加費用及び損害額のうち、各事業年度の定常的維持管理費相当額（*2）の1%までの部分。（*3）	合理的な範囲の増加費用及び損害額のうち、各事業年度の定常的維持管理費相当額（*2）の1%を超える部分（*3）

*1 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち新施設整備等費相当額の1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については県が負担する。

*2 定常的維持管理費相当額とは、別紙10のサービス購入料3の額をいう。

*3 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち各事業年度の定常的維持管理費相当額の1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については県が負担する。ただし、同一事業年度内に生じた増加費用及び損害のみ累積の対象となる。

別紙8 法令変更による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担（第15条第3項、第25条第2項、第26条第3項、第28条第3項、第33条第6項、第45条第2項、第50条第3項、第67条第4項、第70条及び第71条第3項関係）

法令変更内容	県負担割合	事業者負担割合
本件事業に直接関係する法令変更	100%	0%
上記以外の法令の変更の場合	0%	100%

「本件事業に直接関係する法令」とは、特に本件事業及び本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の事業の費用に影響があるもの（消費税に関する変更、法人に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更も含む。）を意味するものとし、これに該当しない、営利法人一般に適用される税制のうち法人の利益に課されるものその他の法令の変更は含まれない。

別紙9 目的物引渡書（第33条第1項関係）

目的物引渡書

平成 年 月 日

広島県知事 藤田 雄山 殿

事業者 住所
名称
代表者

事業者は、以下の物件を、県立可部高等学校移転整備事業契約約款第 33 条の規定に基づき、引き渡します。

事業名	県立可部高等学校移転整備事業	
引渡場所	広島市安佐北区可部町大字上原字寺山	
引渡物件		
引渡年月日		
立 会 人	広島県	
	事業者	

[事業者名称] 殿

上記年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

広島県知事

別紙10 サービス購入料の支払いについて(第1条第15号、第54条、第63条第2項、第64条第2項、第3項、第65条第2項及び別紙7関係)

1. サービス購入料の考え方

サービス購入料とは、事業者が本件事業を提供することにより、県が事業者に対して支払う対価である。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(1) 新設施設の整備業務の対価(サービス購入料1)

①構成内容

- ・新設施設の整備業務の対価(下記業務の対価の他、建中金利、保険料、選定事業者の創立及び開業に要する費用、その他新設施設の整備に関連する初期投資と認められる費用の対価を含む。)

②入札説明書及び要求水準書に記載の業務

- ・新設施設の設計業務(基本設計, 実施設計, 県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業及びその関連業務等)
- ・新設施設の建設業務(近隣対応・対策, 各種申請業務, 建設工事, 工事監理, 所有権移転及びその関連業務等)

(2) 既存施設の解体等業務の対価(サービス購入料2)

①構成内容

- ・既存施設の解体等業務の対価

②入札説明書及び要求水準書に記載の業務

- ・既存施設の解体業務(記念碑・樹木の移転を含む)
- ・発生廃棄物の処理業務
- ・跡地整備業務(整地程度)

(3) 新設施設の維持管理業務の対価(サービス購入料3)

①構成内容

- ・新設施設の維持管理業務の対価(下記業務の対価の他、選定事業者の管理・運営にかかる費用等を含む。)

②入札説明書及び要求水準書に記載の業務

- ・建物維持管理業務(定期保守点検, 修繕等)

- ・設備維持管理業務（定期保守点検，修繕等）
- ・屋外体育施設・外構等維持管理業務（巡視，剪定，害虫防除，施肥，除草等）
- ・環境衛生管理・清掃業務

2. サービス購入料の支払条件等

(1) サービス購入料 1

県は、新設施設の整備業務の対価を、以下の条件に従って、事業者に対して支払う。

①支払条件

- ・県は、サービス購入料 1 について、所有権移転の後、事業者からの請求書を受領後 30 日以内一括して支払う。
- ・サービス購入料 1 には、建中金利、保険料，及び SPC 設立時に必要な費用を含む。
- ・新設施設の整備に係る国庫補助金の交付の有無に係らず、県は事業者に対してサービス購入料 1 として契約した額を支払う。

②消費税相当額について

- ・県は、新設施設の整備業務の対価に消費税率を乗じた額を消費税相当額として支払う。

(2) サービス購入料 2

県は、解体等業務の対価を、以下の条件に従って、事業者に対して支払う。

①支払条件

- ・県は、サービス購入料 2 について、解体等の完了確認の後、事業者からの請求書を受領後 30 日以内一括して支払う。

②消費税相当額について

- ・県は、既存施設の解体等業務の対価に消費税率を乗じた額を消費税相当額として支払う。

(3) サービス購入料 3

県は、施設の維持管理業務の対価を、維持管理期間中、平準化して支払う。

①支払条件

- ・ 県は、サービス購入料 3 について、維持管理開始後、県によるモニタリング結果を踏まえ、約 20 年間にわたり年 4 回に分けて支払う。(計 81 回払い)
- ・ 第 1 回の支払いを除く第 2 回から第 81 回までの四半期ごとの支払額は、每期定額とする。
- ・ サービス購入料 3 の支払方法は表 1 のとおりとする。
- ・ 金額は下記改定方法に基づき毎事業年度 1 回改定を行う。
- ・ サービス購入料 3 は、維持管理開始後のモニタリングによる減額措置の対象とする。(別紙 11 参照)

表 1 サービス購入料 3 の支払方法

回数	支払時期 (予定)	内容
第 1 回	平成 20 年 5 月	新設施設の維持管理業務の対価 (新設施設の引渡し・所有権移転日～3 月末日分)
第 2 回	平成 20 年 8 月	平成 20 年 4 月から 6 月までの新設施設の維持管理業務の対価
第 3 回	平成 20 年 11 月	平成 20 年 7 月から 9 月までの新設施設の維持管理業務の対価
⋮		
第 80 回	平成 40 年 2 月	平成 39 年 10 月から 12 月までの新設施設の維持管理業務の対価
第 81 回	平成 40 年 5 月	平成 40 年 1 月から 3 月までの新設施設の維持管理業務の対価

②サービス購入料 3 の決定方法

第 1 回のサービス購入料 3 の支払いに関しては、提案書(入札金額内訳書(様式 9-2))のサービス購入料 3 の内訳、第 1 回欄)に記載された金額とし、改定は行わない。

第 2 回以降のサービス購入料 3 の支払いに関しては、次の計算式及び表 2 に記載の指標に基づき設定した改定率を乗じて改定する。改定は、各年度 4 月 1 日以降の業務の対価に反映させる。ただし、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、県と事業者で協議を行う。

- ・ 計算式：20 年度のサービス購入料 3 = 提案書に記載された 20 年度のサービス購入料 3 × (19 年 8 月の当該指数 / (1 + 19 年 8 月の消費税率)) / (18 年 8 月の当該指数 / (1 + 18 年 8 月の消費税率))

t 年度 (21 年度以降) のサービス購入料 3 = t-1 年度のサービス購入料 3 × (t-1 年 8 月の当該指数 / (1+t-1 年 8 月の消費税率)) / (t-2 年 8 月の当該指数 / (1+t-2 年 8 月の消費税率))

※四半期ごとの支払額を計算後、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- ・ 計算例：20 年度のサービス購入料 100 万円、20 年 8 月の当該指数 98、19 年 8 月の当該指数 100 の場合 (消費税率 5% の場合)
- 21 年度のサービス購入料 = 100 万円 × (98 / 1.05) / (100 / 1.05) = 98 万円

表 2 改定に使用する指標

構成内容	指標
①建築物等維持管理業務の対価	「物価指数月報 (日本銀行調査統計局)」における「企業向けサービス価格指数」建物サービス
②設備維持管理業務の対価	
③屋外体育施設・外構等維持管理業務の対価	
④環境衛生管理・清掃業務の対価	

③消費税相当額について

- ・ 県は、各回に支払われるサービス購入料 3 に消費税率を乗じた額を消費税相当額として支払う。

別紙11 維持管理業務のモニタリング及びサービス購入料の減額について（第53条第1項、第3項、第55条、第64条第1項及び別紙10関係）

1. 業務履行・不履行の判断基準

新施設の維持管理業務について、本契約、入札説明書等、提案書、通期維持管理業務計画書及び年間維持管理業務計画書に示された業務の水準及び内容（以下、「要求水準」という。）を満たしたサービスが提供されていない（業務不履行）と県が判断する基準は、次の2通りとする。

（1）新施設の一部又は全部が利用可能な状態にない場合（レベル1）

<例>

- ・教室やグラウンドの一部等が利用できず、予定していた生徒等が予定していた時間帯に当該授業や行事等を実施できなかった場合。（ただし、当該授業や行事等を実施できない状態ではあるが、休日などにかかり、実際の当該授業や行事等には影響がなかった場合を除く。以下同様）

（2）新施設は利用できるが、要求水準を満たしたサービスが提供されていない場合（レベル2）

<例>

- ・新施設について、利用はできるものの、要求水準を満たしたサービスが提供されていない場合。（レベル1に該当する場合を除く。以下同様）

2. モニタリングの内容

2.1 要求水準を満たしたサービスが提供されていることの確認

県は、定期モニタリング及び随時モニタリング等により、要求水準を満たしたサービスが提供されていることの確認を行う。モニタリング方法は次のとおりである。

（1）定期モニタリング

①各月モニタリング

県は、月に1回、当該月の翌月の第5開庁日までに事業者から提出される業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等（以下、「現場検査」という。）を行い、施設の利用可能性及び当該月の業務実施状況を確認する。

現場検査を行う場合、県は、現場検査実施日時を事業者に事前に通知する。（以下同様）

②四半期モニタリング

県は、四半期に1回、当該四半期末の翌月の第5開庁日までに事業者から提出される業務報告書（四半期報告書）の確認に加え、県が業務報告書を受領した日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に現場検査を行い、施設の利用可能性及び当該四半期の業務実施状況を確認する。

（2）随時モニタリング

県は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて現場検査を行い、施設の利用可能性及び業務実施状況を確認する。

（3）利用者へのヒアリング・アンケート

県は、必要に応じて、生徒及び教職員等へのヒアリング・アンケートを実施する。

県がヒアリング・アンケートを行う際には、その内容（ヒアリング実施日又はアンケートの取りまとめ期日等）を事業者に事前に通知する。

（4）その他

事業者は、県によるモニタリングに係わらず、要求水準を満たしたサービスが提供できない、又は提供できないと見込まれる場合、適切な初期対応をとること。また、初期対応後も要求水準を満たしたサービスが提供できない、又は提供できないと見込まれる場合は、その旨を速やかに県に通知すること。

モニタリング項目については、各モニタリングの実施日までに県が決定する。

2.2 県による業務履行・不履行の判断

（1）要求水準を満たしたサービスが提供されていると県が判断した場合（→業務確認の通知）

上記確認の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていると県が判断した場合、県は事業者に対して、現場検査実施日（利用者へのヒアリング・アンケートの場合はヒアリング実施日又はアンケートの取りまとめ期日。以下同様）の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下、「業務確認の通知」という。）を行う。

なお、業務確認の通知の期限内に、県が事業者に対して業務確認の通知又は是正通告を行わなかった場合、県が業務の履行を確認したものとみなす。（以下同様）

（2）要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合（→関係者

協議会の開催)

上記確認の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合、現場検査実施日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、県は関係者協議会の開催を申し出ることとし、県と事業者は、関係者協議会で当該サービス水準について協議する。

2.3 関係者協議会の開催（サービス水準に関する協議）

要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した業務について、県と事業者は関係者協議会で当該サービスが要求水準を満たしているか、又はレベル1又はレベル2に該当するか協議を行い、その協議を踏まえ、県が再度サービス水準の判断を行う。

(1) 要求水準を満たしたサービスが提供されていると県が判断した場合(→業務確認の通知)

協議の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていると県が判断した場合、県は事業者に対して、現場検査実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

(2) 要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合(→是正通告)

協議の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合、現場検査実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、県は事業者に対して、是正通告を行う。ただし、次の場合は是正通告を行わない。

- ・ 予め県の承認を得た作業等によって、やむを得ず要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合
- ・ 県の責めに帰すべき事由により要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合
- ・ 施設利用者の責めに帰すべき事由により要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合

このような場合、県と事業者は関係者協議会で要求水準を満たしたサービスが提供されなかった原因・経緯等について協議し、県が、上記事由に該当するか否かを判断する。上記事由に該当すると県が判断した場合、県は事業者に対して、業務の履行を確認した場合と同様に業務確認の通知を行う。

2. 4改善計画書の作成・提出、改善作業の着手

(1) レベル1に該当する場合

事業者は、是正通告を受けた日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を県に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。

改善期日は、原則として改善計画書提出日の翌開庁日から起算して3開庁日以内とする。※1

(2) レベル2に該当する場合

事業者は、是正通告を受けた日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を県に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。

改善期日は、原則として改善計画書提出日の翌開庁日から起算して5開庁日以内とする。※1

※1 関係者協議会で、改善にそれ以上の期間が必要と判断された場合はその限りではない。また、改善期間中、事業者の責めに帰すことのできない事由により当該改善期日の延長が必要であると事業者が判断した場合、事業者は速やかに関係者協議会の開催を申し出ることとする。県と事業者は関係者協議会で当該改善期日の延長について協議し、その協議を踏まえ、県が当該改善期日を延長するか否か判断する。

2. 5改善計画書に基づく対応状況の報告及び現場検査（2回目）の実施

事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を県に報告する。

県は、原則として報告のあった日の翌開庁日に現場検査（2回目）を実施し、改善結果を確認する。

(1) 業務不履行が解消されたと県が判断した場合(→業務確認の通知)

現場検査（2回目）の結果、業務不履行が解消されたと県が判断した場合、県は事業者に対して、現場検査（2回目）実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

(2) 業務不履行が解消されていないと県が判断した場合(→関係者協議会（2回目）の開催)

現場検査（2回目）の結果、業務不履行が解消されていないと県が判断した

場合、現場検査（２回目）実施日の翌開庁日から起算して３開庁日以内に、県は関係者協議会の開催を申し出ることとし、県と事業者は関係者協議会で当該サービスの改善状況について協議する。

2. 6 関係者協議会（２回目）の開催（サービスの改善状況に関する協議）

業務不履行が解消されていないと県が判断した業務について、県と事業者は関係者協議会で業務不履行が解消されたか、又は依然としてレベル１又はレベル２に該当するか協議を行い、その協議を踏まえ、県が再度サービスの改善状況の判断を行う。

（１）業務不履行が解消されたと県が判断した場合（→業務確認の通知）

協議の結果、業務不履行が解消されたと県が判断した場合、県は事業者に対して、現場検査（２回目）実施日の翌開庁日から起算して８開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

（２）業務不履行が解消されていないと県が判断した場合（→是正通告（２回目））

協議の結果、業務不履行が解消されていないと県が判断した場合、現場検査（２回目）実施日の翌開庁日から起算して８開庁日以内に、県は事業者に対して、是正通告（２回目）を行う。

以下、県は、当該業務不履行が解消されるまで、上記手続きに基づいて現場検査及び是正通告等を繰り返す。

3. ペナルティポイントの計上

3. 1 ペナルティポイントの計上方法

県による是正通告（２回目）が行われた場合、ペナルティポイントを計上する。

県は、是正通告（２回目）の翌日から当該業務不履行が解消されたことが確認できた現場検査実施日の前日までの日数（県の休日を含む）に、表２に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。

なお、このペナルティポイントは翌期には繰り越されない。（四半期を越えてペナルティポイントが計上された場合、ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。）

表2 ポイントの算出方法

サービス水準低下の程度	ポイント数
レベル1	3ポイント／1日
レベル2	1ポイント／1日

3. 2 累積ペナルティポイントに応じた減額の措置

(1) 減額措置の対象

サービス購入料の減額は、サービス購入料3を対象とする。

(2) 累積ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の累積ペナルティポイントにより、県は事業者に対して、表3のとおり減額の措置を講じることができる。また、ペナルティポイントが3四半期連続して発生した場合、県は3四半期目のサービス購入料について、100%減額の措置を講じることができる。

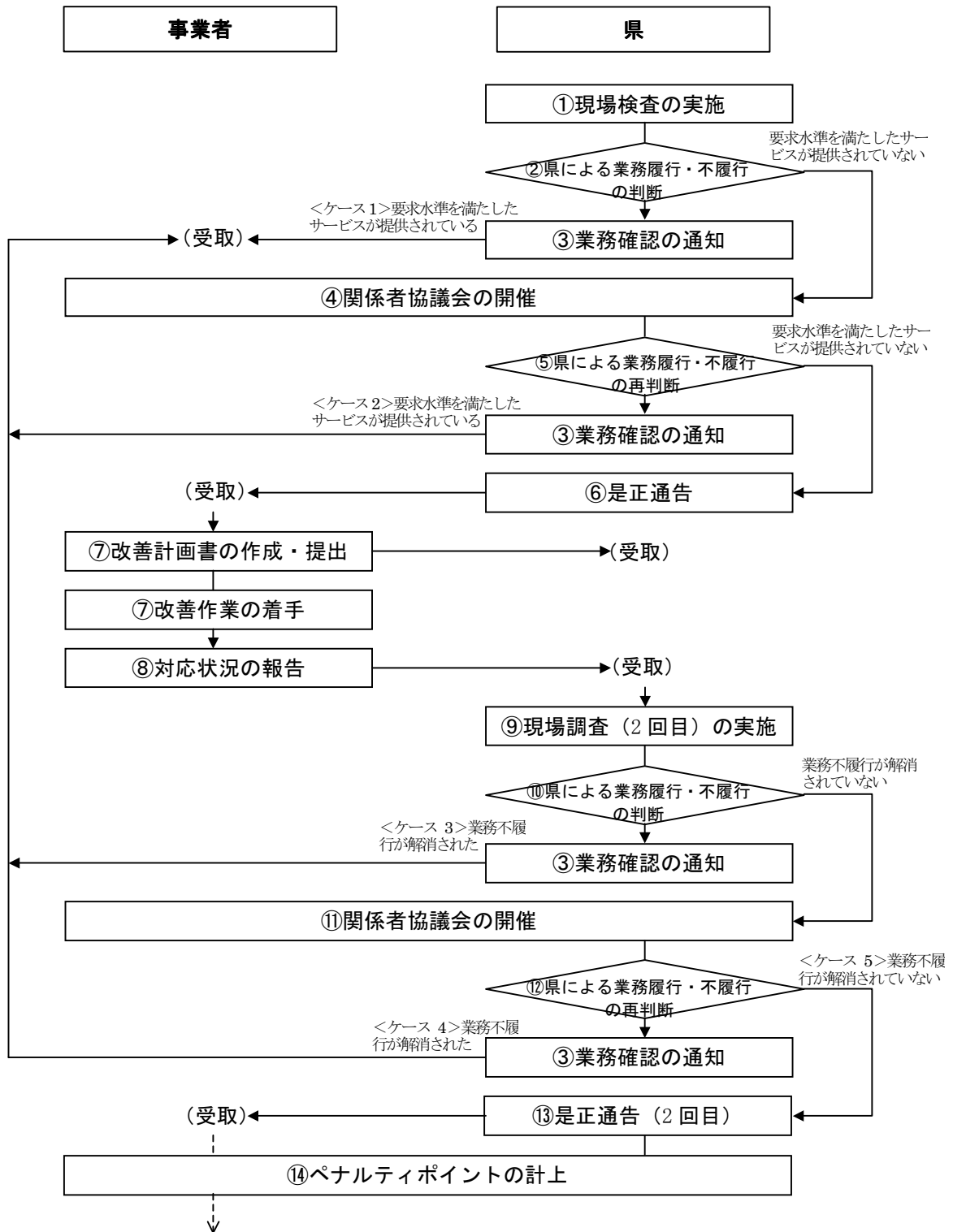
表3 累積ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の累積ペナルティポイント	減額の割合
1～9ポイント	20%減額
10～19ポイント	40%減額
20～29ポイント	60%減額
30～39ポイント	80%減額
40ポイント以上	100%減額

3. 3 契約解除

2四半期連続してペナルティポイントが40ポイント以上発生した場合、県は、契約を解除することができる。契約解除の場合の手続きは、本契約第64条による。

4. 定期モニタリング又は随時モニタリングにおける現場検査の実施からペナルティポイント計上までの作業フロー



5. 定期モニタリング又は随時モニタリングにおける現場検査の実施からペナルティポイント計上までの時系列フロー

＜ケース 1＞現場検査実施後、要求水準を満たしたサービスが提供されていると県が判断した場合

月日		内容	事業者	県
①+8開庁日以内	①	現場検査の実施	(協力)	○
	②	県による業務履行・不履行の判断		○
	③	業務確認の通知	(受取)	○

＜ケース 2＞現場検査実施後、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断したが、関係者協議会で協議の結果、提供されていると県が判断した場合

月日		内容	事業者	県
①+3開庁日以内 ①+8開庁日以内	①	現場検査の実施	(協力)	○
	②	県による業務履行・不履行の判断		○
	④	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑤	県による業務履行・不履行の再判断		○
	③	業務確認の通知	(受取)	○

＜ケース 3＞現場検査実施後、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断し、関係者協議会で協議後も提供されていないと県が判断し、是正通告を行った場合かつ、是正通告に基づく現場検査実施後、業務不履行が解消されたと県が判断した場合

月日		内容	事業者	県
①+3開庁日以内	①	現場検査の実施	(協力)	○
	②	県による業務履行・不履行の判断		○
	④	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑤	県による業務履行・不履行の再判断		○
	⑥	是正通告	(受取)	○
⑥+3開庁日以内	⑦	改善計画書の作成・提出	○	(受取)
〃	⑦	改善作業の着手	○	
⑦+3開庁日以内又は5開庁日以内	⑧	対応状況の報告	○	(受取)
⑧の翌開庁日	⑨	現場検査(2回目)の実施	(協力)	○
⑧の翌開庁日	⑩	県による業務履行・不履行の判断		○
	③	業務確認の通知	(受取)	○
⑨+8開庁日以内				

＜ケース 4＞現場検査実施後、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断し、関係者協議会で協議後も提供されていないと県が判断し、是正通告を行った場合かつ、是正通告に基づく現

場検査実施後、業務不履行が解消されていないと県が判断したが、関係者協議会で協議の結果、業務不履行が解消されたと県が判断した場合

月日		内容	事業者	県
①+3開庁日以内	①	現場検査の実施	(協力)	○
	②	県による業務履行・不履行の判断		○
	④	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑤	県による業務履行・不履行の再判断		○
	⑥	是正通告	(受取)	○
⑥+3開庁日以内	⑦	改善計画書の作成・提出	○	(受取)
〃	⑦	改善作業の着手	○	
⑦+3開庁日以内又は5開庁日以内	⑧	対応状況の報告	○	(受取)
⑧の翌開庁日	⑨	現場検査(2回目)の実施	(協力)	○
⑨+3開庁日以内	⑩	県による業務履行・不履行の判断		○
	⑪	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑫	県による業務履行・不履行の再判断		○
⑨+8開庁日以内	⑬	業務確認の通知	(受取)	○

<ケース5>現場検査実施後、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断し、関係者協議会で協議後も提供されていないと県が判断し、是正通告を行った場合かつ、是正通告に基づく現場検査実施後、業務不履行が解消されていないと県が判断し、関係者協議会で協議後も業務不履行が解消されていないと県が判断し、是正通告(2回目)を行った場合

月日		内容	事業者	県
①+3開庁日以内	①	現場検査の実施	(協力)	○
	②	県による業務履行・不履行の判断		○
	④	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑤	県による業務履行・不履行の再判断		○
	⑥	是正通告	(受取)	○
⑥+3開庁日以内	⑦	改善計画書の作成・提出	○	(受取)
〃	⑦	改善作業の着手	○	
⑦+3開庁日以内又は5開庁日以内	⑧	対応状況の報告	○	(受取)
⑧の翌開庁日	⑨	現場検査(2回目)の実施	(協力)	○
⑨+3開庁日以内	⑩	県による業務履行・不履行の判断		○
	⑪	関係者協議会の開催申し出、及び開催	○	○
	⑫	県による業務履行・不履行の再判断		○
⑨+8開庁日以内	⑬	是正通告(2回目)	(受取)	○
	⑭	是正通告(2回目)の翌日からペナルティポイントを計上		

別紙12 出資者保証書（複数企業の場合）（第78条第1項関係）

平成 年 月 日

広島県知事 藤田雄山 殿

出 資 者 保 証 書

広島県（以下、「県」という。）及び〔 〕（以下、「事業者」という。）の間において、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された県立可部高等学校移転整備事業契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、貴県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、商法（明治 32 年法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
- 3 当社らは、事業者の設立後直ちに、維持管理業務委託契約上の県の事業者に対する業務履行請求権を担保するため、各自が所有し、事業者が発行する株式全部の上に、県のために第一順位の根質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
- 4 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴県の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴県の事前の書面による承認を得て行うこと。貴県の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴県に提出すること。

以上

(住所)
[]会社 (代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

別紙 12 出資者保証書 (単独企業の場合) (第 78 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

広島県知事 藤田雄山 殿

出資者保証書

広島県（以下、「県」という。）及び〔 〕（以下、「事業者」という。）の間において、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された県立可部高等学校移転整備事業契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である〔 〕（以下「当社」という。）は、貴県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、商法（明治 32 年法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。
(2) 当社の保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であること。
- 3 当社は、事業者の設立後直ちに、維持管理業務委託契約上の県の事業者に対する業務履行請求権を担保するため、当社が所有し、事業者が発行する株式全部の上に、県のために第一順位の根質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
- 4 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴県の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴県の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴県に提出すること。

以上

県立可部高等学校移転整備事業 事業契約書(案)

(住所)

[]会社

代表取締役

印